

回数 〔年度〕	問 題
<p style="text-align: center;">第70回 〔令和2年度〕</p>	<p>問1 株式会社甲（以下「甲社」という。）はA製造場において清酒の製造免許を受けている。</p> <p>甲社は、この度、酒類製造事業を拡大するため、A製造場において、ウイスキー及びリキュールの製造免許を申請したほか、B製造場を新設し、果実酒及び甘味果実酒の製造免許を申請した。</p> <p>なお、ウイスキーの製造免許については、酒税法第7条第3項第4号に規定する試験のために酒類を製造しようとする場合に該当する製造免許である。</p> <p>また、製造しようとする酒類が多品目にわたることから、製造工程上の都合により、A製造場及びB製造場の近接地にC製造場を新設し、もろみの製造免許を申請した。</p> <p>以上の事実について、次の各問に答えなさい。</p> <p>(1) 酒税法第10条各号のいずれかに該当するときは、税務署長は酒類の製造免許等を与えないことができることとされている。</p> <p style="padding-left: 2em;">同条各号に定める要件のうち、酒類の製造免許に係る要件を全て述べなさい。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、もろみの製造免許にも共通する要件について述べる必要はない。</p> <p>(2) 今回の甲社のA製造場、B製造場及びC製造場に係る製造免許の申請について、酒税法第7条第2項各号に定める数量の規定の取扱いを述べなさい。</p> <p>問2 酒税法の特例を規定している構造改革特別区域法第27条（構造改革特別区域における清酒の製造体験のための酒税法の特例）について、次の各問に答えなさい。</p> <p>(1) 構造改革特別区域法第27条第9項の規定の趣旨を述べなさい。</p> <p>(2) 構造改革特別区域法第27条第1項の承認が失効した場合において、当該体験製造場に半製品又は酒類が現存し、かつ、同条第9項の規定の適用を受けなかったときの課税関係について述べなさい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考資料】 構造改革特別区域法（抄）</p> <p>第27条</p> <p>9 第六項又は第七項の規定により第一項の承認が取り消され、又は失効した場合において、当該体験製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税務署長は、当該承認に係る者（合併により清酒の製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が清酒の製造免許を受けないときは当該法人を含み、第七項第六号から第八号までに該当する場合にあっては酒税法第二十条第一項の規定の適用がある者に限る。）又はその相続人（同法第十九条第二項又は第二十条第一項の規定の適用がある者に限る。）の申請により、期間を指定し、当該酒類（清酒に限る。以下この項において同じ。）の製造又は販売を継続させることができる。（以下省略）</p> </div>